

次世代育成支援対策推進法に基づく 広島大学の行動計画

子育てに 応える職場 広島大学

広島大学男女共同参画宣言において、家庭生活と教育・研究・就業とを両立させるための男女への支援に取り組むこととしている広島大学では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「第1期行動計画（H17.4.1～H22.3.31）」を策定し、2010年認定事業主として認定を受けました。

また、第1期行動計画の目標を全て達成しましたので、「第2期行動計画（H22.4.1～H26.9.30）」を次のように策定し、計画期間内に達成できるよう努めております。

1. 趣 旨

第2期行動計画では、仕事と生活が両立できる多様な制度を整備・充実し、それを活用しやすい環境を創出する。

2. 計画期間

平成22年4月1日から平成26年9月30日までの4年6ヶ月

3. 内 容

目標1 学内の保育園の運営を充実させる。

- (対策) ① 職員の必要に応じ、学内保育園の運営（夜間・休日勤務又は休日の学校行事等に対する夜間・休日開園等）を柔軟に対応する。（平成23年1月～）
- ② 学童保育及び病後児保育を実施する。（平成23年4月～）

目標2 育児を行う職員が、仕事と家庭の両立を実現できるよう、柔軟な働き方を可能にする制度を構築する。

- (対策) ① 育児を行う職員の職場の実態に応じた柔軟な働き方を可能にする勤務時間短縮の制度導入に向けて検討し、必要に応じて整備・充実を行う。（平成24年6月～）

目標3 仕事と生活の両立支援を図る制度を取得しやすい環境を整える。

- (対策) ① 年次有給休暇取得率を安全衛生委員会で報告すると共に、学内掲示板及び広報誌等に掲載し、現在の状況を公表する。（平成22年10月～）
- ② 管理職に対し、年次有給休暇等を取得しやすい環境整備促進への意識啓発を行う。（平成22年10月～）
- ③ 職員に対し、年次有給休暇等を取得しやすい環境整備促進のための啓発チラシ・掲示を行う。（平成22年10月～）

目標4 行動計画策定及び制度導入の周知・広報を行う。

- (対策) HP、学内広報誌、学内掲示板及びリーフレットによる周知・広報等を行う。（平成22年4月～）